

たなという、かなりあるんじゃないかと思うんでですね。

こういう点について是非、さつきの局が違えばそれ機関が違つても、地域の中では家庭の基盤といふか家族の力というか、落ちてきているわけですから、そこは十分連携協力しながらやつていく必要があるというふうに思うし、そういう問題意識をそれぞれの機関の皆さんにも持つていただきなきやいけないと思つんですが、この点について大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○国務大臣(尾辻秀久君) 児童虐待に至ります背景というのは、これは複雑多岐でございます。したがいまして、これは、御指摘のように、関係機関の連携とか専門家同士の協力体制が重要でございます。このことは私どもも認識をいたしておりますところでございます。

そこで、まず、国と地方で今どういうことをやつているかということだけ少し先に申し上げるところであります。まず國におきましては、児童虐待防止対策協議会の開催などを通じまして児童虐待問題に関する関係府省庁や関係団体の認識の共有や意見の交換を行い、横断的な連携を図っているところでございます。國でやつておることをまず申し上げました。

また、それから地方レベルでござりますけれども、今般の児童福祉法の改正案におきまして、市町村や警察署、学校等の関係機関により構成されるネットワークの法定化等をお願いしておるところでございます。

こうした措置を講じることにいたしておりますが、最後にお答え申し上げますと、御指摘のよう

に、こうした専門家同士だと、あるいは関係機

関の協力体制が重要であるわけでございますから、今申し上げたネットワークなどがまづはしっかりと正しくワークするかどうか見ていきたいと、こ

ういうふうに考えております。

○委員長(岸宏一君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(岸宏一君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫でございます。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫でございま

す。大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大臣にお伺いいたしますが、来春から虐待を疑われる児童の新たな通告先として市町村が加えられます。市町村と児童相談所の役割分担を国としてどのようにしていくことをお考えでしょうか。

○蓮舫君 初動判断を誤ると子供の命にこれかかわってくる大変大きな判断を市町村の窓口に担当させることになつてくるんですが、この軽度の虐待と重度の虐待、市町村がどうやって今の体制で行なうことができるんでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 具体的な実施の在り方については、既にかなりの市町村で自主的には取り組んでいただいているところもありますし、児童相談所との連携といったことについて随分うまくいっているところもかなりありますので、そういう事例も参考にしながら、具体的には、事業の実施方法等についてはこれから私ども、ガイドラインをできるだけきめ細かなものを作成をして市町村にお示しをしたいというふうに考えております。

○蓮舫君 これまで百二十五件、百二十七人の子供の命が虐待によって失われております。その中で、児童相談所を始め関係している機関が何らかの形でかかわつていて、虐待の認識があれば救えたかもしれない命が七割という、厚生労働省が検証結果で明らかにしておりますが、そのガイドラインも当然大切になつてくるんですけれども、専門的技術や知識を有している児童福祉司の配置を市町村に義務付けるべきだと、それが国の責務だと私は考えているんですが、大臣、いかがでしようか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 国の責務として、いろんな研修なりいろんなノウハウ、業務の指導、そういうものについては是非私ども精一杯取り組んでまいりたいと思いますが、基本的に、市町村の体制、人材をどう確保するかというのにはこれは市町村にお願いをするしかないわけでありますし、そういう中で現実的な対応を私ども考えていくしかないということで、児童福祉司という任用資格、ここまでを、今、市町村の能力といいますか、規模も非常に様々でありますから、一律にいきなりこれを、何といいますか、義務付けるといつたことは非現実的なことではないかなというふうなことから、現状を踏まえた、研修その他の対応を私ども一生懸命やつていただきと、こういふふうに考えているところでございます。

○蓮舫君 大臣にお伺いいたします。

○政府参考人(伍藤忠春君) できるだけ専門性のある人が配置されることとは望ましいわけであります、今言いましたように、現実を踏まえて、これまで都道府県が専ら担つてきたものの一部を市

は市町村で処理をしていただくということでありますので、振り分けの能力とかあるいは軽度なものが求められますので、こういった体制整備というのが市町村のこれから課題だというふうに受け止めております。そういう専門職の採用なり、これから研修というものについて、私どもいろいろ知恵を絞りながら考えていただきたいと考えております。

○蓮舫君 初動判断を誤ると子供の命にこれかかわってくる大変大きな判断を市町村の窓口に担当させることになつてくるんですが、この軽度の虐待と重度の虐待、市町村がどうやって今の体制で行なうことができるんでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 具体的な実施の在り方については、既にかなりの市町村で自主的には取り組んでいただいているところもありますし、児童相談所との連携といったことについて随分うまくいっているところもかなりありますので、そういう事例も参考にしながら、具体的には、事業の実施方法等についてはこれから私ども、ガイドラインをできるだけきめ細かなものを作成をして市町村にお示しをしたいというふうに考えております。

○蓮舫君 これまで百二十五件、百二十七人の子供の命が虐待によって失われております。その中で、児童相談所を始め関係している機関が何らかの形でかかわつていて、虐待の認識があれば救えたかもしれない命が七割という、厚生労働省が検証結果で明らかにしておりますが、そのガイドラインも当然大切になつてくるんですけれども、専門的技術や知識を有している児童福祉司の配置を市町村に義務付けるべきだと、それが国の責務だと私は考えているんですが、大臣、いかがでしようか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 国の責務として、いろんな研修なりいろんなノウハウ、業務の指導、そういうものについては是非私ども精一杯取り組んでまいりたいと思いますが、基本的に、市町村の体制、人材をどう確保するかというのにはこれは市町村にお願いをするしかないわけでありますし、そういう中で現実的な対応を私ども考えていくしかないということで、児童福祉司という任用資格、ここまでを、今、市町村の能力といいますか、規模も非常に様々でありますから、一律にいきなりこれを、何といいますか、義務付けるといつたことは非現実的なことではないかなというふうなことから、現状を踏まえた、研修その他の対応を私ども一生懸命やつていただきと、こういふふうに考えているところでございます。

○蓮舫君 大臣にお伺いいたします。

○政府参考人(伍藤忠春君) できるだけ専門性のある人が配置されることとは望ましいわけであります、今言いましたように、現実を踏まえて、これまで都道府県が専ら担つてきたものの一部を市

は、地方公共団体だけではなくて国も当然これ義務を負つてゐる。そうすると、市町村が相談型ではなくて介入型の虐待に対応する業務を新たに担うということであれば、知識・技術の伴つた児童福祉司を置くという、国のナショナルミニマムがとつても私は大切になってくると考えているんでですが、今回、改正でそこが条文化されなかつたのは非常に残念です。

ただ、将来あるべき姿としてとうござんでわ
ば、それはそれが望ましいとは考えております。
○蓮舫君 続いて、児童相談所についてお伺いを
してまいります。

児童相談所の仕事というのは、通告を受けて児童の安全確認、あるいはその必要があれば一時保護とか親子分離、あるいは最終的には親子の更紹合など非常に幅広ございます。そのすべてを児童相談所すべてが担っている。普通のお子さんなどよりも心理面などに非常に配慮していかなければいけない被虐待児の対応を今、全国に千八百人いる児童福祉司が担っているわけなんですが、私は、この人数では今後増えていくであろう虐待に対する対応していくことは非常に無理があると、現実的ではないと考へているんですが、大臣、厚生労働省として、児童福祉司は今までの政令が

準で十分に対応できるとお考えでしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 児童虐待に関する相談件数が急増する中で、国におきましては、近年、地方交付税における児童福祉司の積算基準、基礎人員の増員を行っているところでございます。この数については既に申し上げておりますので改めては申し上げません。ただ、増員も行っておるということをございます。この結果、平成十六年に於ける地方交付税の積算基礎上は人口六万八千人で、一人の配置という基準になつておるわけでござ

度の地方交付税におきましては、全体として六万八千人に一人というような算定になつておるわけでございます。これは、十五年度の児童福祉司の全国人員数が千八百五十八人でございまして、これを、交付税におきましては県の標準的な団体の規模を百七十万人に設定しておりますので、この全国の数を標準団体百七十万人に置き換えるという操作をいたしまして、六万八千人に一人というような積算になつておるところでございます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 児童福祉司の業務は非常に重要なものであり、現在の社会においても非常に大きな課題であるということは我々も認識しておりますし、今後とも、地方公団体それぞれの実情を踏まえながら児童福祉司の配置に意を用いていくべきだということは我々も認識しておりますので、地方公共団体の実態を十分把握いたしまして、その状況を交付税にも反映していくべきだというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、どのような体制で児童相談に対応するかは各自治体の御判断でありますけれども、深刻な児童虐待に迅速かつ的確に対応することができるよう、地方交付税の積算基礎人員に達していない地方自治体については、少なくともこの水準まで配置していただきたいと考へております。

さらに、厚生労働省といたしましても、政令による基準についても引き上げを検討すべきものと考えております。関係省庁との相談の上、対応させさせていただきたいと考えております。すなわち、私どももこの人数の引上げということは検討をすべきだと考えております。

○蓮舫君 総務省にお伺いいたします。

児童福祉法施行令では人口おおむね十万から十

三万人都が標準を定めているんですか、この十年間で虐待相談の処理件数は十六倍、この間、児童福祉司の数というものはわずか一・五倍になつただけです。

総務省は、十四年度予算でこの地方交付税の積算基礎人員は六万八千人に一人と決めていた。これ、施行令の配置基準よりは少しは現実的な人數なんですねけれども、何をもって六万八千人と決められておられるんでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 地方交付税の算定の考え方についてのお尋ねでございます。

ただいま御指摘がございましたとおり、十六年

度の地方交付税におきましては、全体として六万八千人に一人というような算定になつておるわけでございます。これは、十五年度の児童福祉司の全国人員数が千八百五十八人でございまして、これを、交付税におきましては県の標準的な団体の規模を百七十万人に設定しておりますので、この全国の数を標準団体百七十万人に置き換えるという操作をいたしまして、六万八千人に一人というような積算になつてあるところでございます。

我々いたしましては、厚生省の方のいろんな御要望もござりますし、各都道府県におきます増員を図つてきているという状況というようなものでござります。

我々いたしましては、厚生省の方のいろいろ踏まえながらこういう積算をしているということをございます。

○運転者 児童福祉司が子供の命にかかる非常に有意義な意味のある仕事をしていることを考慮すると、その数というのはとつても大きな問題になつてくると思うんですね。五万人に一人に欲しかったといふ要請もあると聞いておりますけれども、この六万八千人というのは総務省としては妥当だと考えての措置と理解していくんですか。それとも、管轄人口、これぐらいが妥当だという数字はありますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 私どもの方としてどういふ水準が児童福祉司の水準として妥当かということを判断する立場にはないわけでございまして、我々いたしましては、あくまでも全体の業務量あるいは各都道府県の配置状況というそういう実態を踏まえながら、さらに厚生省からのいろいろの御要望を踏まえて、こういう現在の数字にしておるということをございます。

○運転者 ちょっと余りにも機械的な答弁なので、ちょっと理解できないんですが、児童福祉司の命を救うという、最後のとりであるという仕事をしている御理解はおありでしょうか。

あわせて、虐待対策は総務省としても前向きに取り組んでいかなければ子供の命は救えないという御認識はおありでしようか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 児童福祉司の業務は非常に重要なものであり、現在の社会においても非常に大きな課題であるということは我々も認識しておりますので、地方公共団体の実態を十分把握いたしまして、その状況を交付税にも反映していくたいというふうに考えております。

○蓮舫君 ならば、今の交付税の措置というのは、すなわち子供の命を守るということにつながっていくわけなんですが、先ほど大臣の方からもお話をありましたけれども、交付税措置、その基準を守っていない自治体が六割ある。つまり、交付税では、目的としているような虐待から子供の命を守るということを、それを守らせることが自治体にさせることができないという数字だと思ふんですね。六割の自治体が守っていないということは。

地域間格差をなくすということは、子供の命がどこの地域にあっても同じように守られるということが意味があると思うんですが、ならば、交付税ではなくて、政令の基準を見直していく方がが私域間格差もなくなるつてより現実的ではないかと私は考えますが、瀧野局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 政令でどういうような標準を定められるかというのは厚生省の方のお考へによるものというふうに考えております。

我々といいたしましては、基本的にそれぞれの團体で児童福祉司、どういう数が必要なのかということは、正にその地方自治の中で決めるべきものであろうと、その重要性の度合いに応じてそれぞれの地域で決めるべきものであろうというふうに考えておりますが、少なくとも標準的な児童福祉司の設置ができますように、実態を踏まえながら交付税ではきちんと算定はしていきたいという立場でございます。

いるという発言がありました。その上で、福社司の配置というのは、これは厚生省によるものだ。という御答弁、何か統制りっぽいのが余りにも私には気になつてしまふが、その省壁があるから、なかなか自治体に徹底するときにも格差が生じるんではないかということを私は強く感じているんですけれども、先ほど大臣の方からも、各省庁に相談をして、政令見直しのための検討を行つて、その上で対応していくべき、つまり、厚生労働省としては政令基準の見直しをしたといふうに私は受け止めるんですが、その相談は行かれていますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) そういう動きがあるということは私どもも聞いておりますので、厚生省の方がそういう改正ということであれば、私どもそれについて十分検討したいといふうに考えております。

○蓮舫君 十分に検討するというのは、前向きに検討でしようか、ちょっとはつきり答えていただきたいたいんですね。つまり、ことこつても大事なんということは私どもも聞いておりますので、厚生省の方もそれについて十分検討したいといふうに考えております。

○蓮舫君 十分に検討するというのは、前向きに検討でしようか、ちょっとはつきり答えていただきたいたいんですね。つまり、ことこつても大事なん

員会以来の必置規制については地方自治の立場か

らいかがかという流れの中では、現在の政令でも標準として児童福祉司の数が定められているというところでございますので、そいつた流れの中で検討をさせていただきたいといふうに申し上げておきます。

○蓮舫君 現在の政令基準、十万から十三万人が、それが現実的ではないから、午前中に松本衆議院議員がお答えになつておりますけれども、相談件数とか業務量の増加に、実態として総務省では交付税で増員を図つていると。つまり、政令基準が現実的じやない実態だから交付税を図つておらず。だから、政令を変える方がより現実的ではないですかとお伺いしているんです。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 私、お答えいたしましたのは、ですから、現在の政令について、十萬一千三百万人というような基準を現在の政令の中で改正されるということであれば、それは先ほどお話しのお話であれば、前向きに検討するということでござります。

○蓮舫君 次に、先ほど来、研修という言葉が何でないですかとお伺いしているんです。是非、すぐさまにも検討していただいて、政令の見直しを行つていただきたい、それはいかがでしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 先ほどもお答えいたしましたように、私どもは引き上げの検討をすべき、こういうふうに考えておりますから、早速に御相談を申し上げたいと、こう思います。

○蓮舫君 一つ思ふんですけれども、民間団体が虐待で声を出せなくて亡くなるかも知れない子供がいるということを十分に理解していただきたい。現場を余りにも知らない、そういう御認識の不足というのは、私はこの審議の内容ではないかがななものかといふうに思いますが、前向きな検討なのか。つまり、もう交付税では地域間格差が生じるから、だから、それだったら政令で基準をきつちり国の方針として決めてしまつて、そして子供の安全を地域間の格差のないように守つていこうと。厚労省はその方向でいく、相談が総務省に流れ、総務省はそこで前向きに検討するんですか。それともこれは分権の流れに反するからと反対なんですか、どちらでしょ

うか。はつきり教えてください。

○政府参考人(瀧野欣彌君) これは全体の地方自治制度をどういうふうに構えるかという問題とともに思つてはいる。児童相談所では、そのほかで政令基準を見直すべきと答えた分を含めると、九六%が

この政令基準を不適当だと答えている。

是非、総務省におかれましては、瀧野局長、この現場の声といふのを十二分に御認識をされ

た上で、分権をする前にまず国として最低限のセーフティーネット、ナショナルミニマムというのを作らなければいけないということを考え、この十から十三万、一九五七年に作られたような非現実的な数字の見直しには前向きに検討していただきたいと思います。いかがでしょう。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 厚生省の方から御相談があれば、十分に検討をさせていただきたいと思います。

○蓮舫君 次に、先ほど来、研修という言葉が何度か、伍藤局長あるいは大臣の方からも出ておりますが、研修についてお伺いしてまいります。

児童福祉司の質を上げるために、その水準を上げてスキルをアップさせるために、国は平成十四年度に子どもの虹情報センターという国立研修センターを十億円を掛けて設置をいたしました。それから毎年、厚生保険特別会計から一億円を事業費として全額補助でこのセンターを動かしてきて

います。

大臣にお伺いしますが、今の子どもの虹情報センターの研修で児童福祉司の質というものは上がつていると、上がつていくとお考えでしようか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 子どもの虹情報研修センターは、児童虐待などの問題に対応するため

に、ナショナルセンター機能を持つ高度専門情報の集約、発信拠点として平成十四年度に設立されたところでございまして、第一線で指導的役割を果たす援助者の養成を図ることを目的に各種の研修を実施するほか、専門情報の収集・提供、研究、援助機関に対する専門相談、支援技術の開発等の研究活動を行つてあるところでございまます。

市町村保健センター、児童家庭支援センター等に伍藤局長、ナショナルセンターとしての機能を担うこの虹センターは目的として、虐待問題など対応機関職員の研修、インターネットなどを利用した情報の収集・提供などを通じて、関係機関の専門性の向上を図りますと書いてあるんですが、虹の役割、このセンターの役割は、まずお伺いしたい、大切でしようか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 今、大臣からも御説明申し上げましたが、国の虐待対策の研修それからいろんな研究、こういったものの基幹センターとして国が率先してこれをリードして立ち上げたものでありますから、これが一番、今の現時点では、最大、研修、研究の拠点として重要な役割を發揮しておるというふうに認識をしております。

○蓮舫君 インターネットなどを利用した情報の収集・提供となるんですですが、是非委員の方々も暇があつたらパソコンでアクセスしていただきたいと思いますが、この虹センターのホームページで提供

おいて指導的立場にある職員を対象とする保健・福祉合同研修の開催などを行つてきたところでござります。

議員御指摘のとおりに、一般の改正によりまして、児童相談をすることになる市町村の職員の専門性の確保は重要なことでありますので、市町村窓口を中心とした児童相談の在り方や効果的な支援方法についての研修の充実、児童虐待や思春期問題に関する専門的情報の提供、様々な研修プログラムの開発や地域における先進的な取組に関する調査研究の実施など、児童虐待に対応する人材の向上を図るために取組を進めておるところでございまして、それなりの成果を上げておると、こ

ういうふうに考えております。

○蓮舫君 ナショナルセンターとしての機能を担うと、虹センターを立ち上げて、国として核となるセンターを作つて、虐待対策に毅然と取り組んでいくんだという姿勢は大変すばらしいものだと思います。是非、これは精力的にやっていただきたいんですが。

伍藤局長、ナショナルセンターとしての機能を担うこの虹センターは目的として、虐待問題など対応機関職員の研修、インターネットなどを利用した情報の収集・提供などを通じて、関係機関の専門性の向上を図りますと書いてあるんですが、虹の役割、このセンターの役割は、まずお伺いしたい、大切でしようか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 今、大臣からも御説明申し上げましたが、国の虐待対策の研修それからいろんな研究、こういったものの基幹センターとして国が率先してこれをリードして立ち上げたものでありますから、これが一番、今の現時点では、最大、研修、研究の拠点として重要な役割を發揮しておるというふうに認識をしております。

○蓮舫君 インターネットなどを利用した情報の収集・提供となるんですですが、是非委員の方々も暇があつたらパソコンでアクセスしていただきたいと思いますが、この虹センターのホームページで提供

市町村保健センター、児童家庭支援センター等に見直すべきと答えた分を含めると、九六%が

タイトルの項目が六つ、それぞれこれぐらいの紙で一枚ずつ、少しでも虐待を勉強したことがある人には全く意味のない、最低限の基礎知識だけが載っているだけです。それ以外はリンク先が細かく述べられているだけ。こんなものだれが立ち上げても一週間くらいでできるような内容です。

ほかに言いますと、まともな、じや研究結果の情報はどういうふうに出されているのかというと、こういう子どもの虹情報研修センターの「紀要」という雑誌があるんですね。平成十四年度に設立されたから、この雑誌一冊だけが一般に配られる研究報告書です、関係機関とかに配られる。内容は大変すばらしいものなんですが、間もなく二号が出るというんですが、余りにもその作業が遅速ではないという感じがしております。

また、先ほど来、重要な大切な研修作業なんですが、この虹センターが行っている研修、一年間どれくらい行われて、これまでどれくらい行われてきたのか。平成十四年度、一年間に三十九日、平成十五年度、年間三十八日、平成十六年度は一年間に四十一日。三百六十五日ある中で、毎年毎年行われているのはわずか一ヶ月強の日数でございます。その間、それ以外の十一か月、セントラル、あの立派な建物視察に行きましたけれども、立派な建物、立派な会議室、すべての相談の部屋、がらんとしてだれもいなくて、ただきれいに掃除だけがされているという状態。

国のコアとしてのセンターとして有効な利用をしなければいけない、もう子供の問題というのは予算も限られている、あとはもう知恵を絞って何とかしていかなければいけないんだというとき、これが前から言われていることがあります。だから、これは前から言われていることから、それが交通の便と時間帯、現場にいないことから、自分が今抱えている児童虐待の案件を動かすことができないというところを作るということから、これが交通の便と時間帯、現場にいないことから、自分が今抱えている児童虐待の事件を動かすことができないといふことは思えないんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 国に一か所こういう○政府参考人(伍藤忠春君) 国に一か所こういう児童福祉司としてのスキルをアップさせる、そういうことのためにセミナーを開くということなんですが、横浜までの交通費とか宿泊費は全部実費で参加をしなさい。あるいは、参加した福祉司は、一泊二日なのか二泊三日なのか、その貴重な時間が前回に参加できるよう交通の便にあることは思えないんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 国に一か所こういうところを作ることから、これが交通の便と時間帯、現場にいないことから、自分が今抱えている児童虐待の事件を動かすことができないといふことは思えないんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 国に一か所こういうところを作ることから、これが交通の便と時間帯、現場にいないことから、自分が今抱えている児童虐待の事件を動かすことができないといふことは思えないんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 国に一か所こういう児童福祉司としてのスキルをアップさせる、そういうことのためにセミナーを開くということなんですが、横浜までの交通費とか宿泊費は全部実費で参加をしなさい。あるいは、参加した福祉司は、一泊二日なのか二泊三日なのか、その貴重な時間帯、現場にいないことから、自分が今抱えている児童虐待の事件を動かすことができないといふことは思えないんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) 国に一か所こういう児童福祉司としてのスキルをアップさせる、そういうことのためにセミナーを開くということなんですが、横浜までの交通費とか宿泊費は全部実費で参加をしなさい。あるいは、参加した福祉司は、一泊二日なのか二泊三日のか

能力、それから研修のスタッフ、そういうものをにらみながら、現実的な対応として今まで各種の研修を実施してきたということだと思いますの

で、これをできるだけ活用すると、何回も繰り返し答弁しておりますが、そういうことで、これができるだけ充実を図っていきたいというふうに思っております。

○蓮舫君 できるだけ充実させていきたいとか、できるだけ頑張つていくとか、できるだけ検討しできるだけ充実させていきたいとか、できるだけ充実を図つていきたいというふうに思つております。

その間に児童虐待のこういうことを

いうのは止められるものじゃないということを是

非頭にいつも置いておいていただきたい。お答え

のときに、今後とか検討とかできるだけというの

は違うんだということを、つまり虐待対策とい

うのは、通常の行政サービスとは違つて、非常に福

祉的な保健的な、そして未然に防ぐということが

何よりも大事になつていく。私なんかに言われば

なんであれば、答弁にも是非前向きな、そういう

今からというようなニュアンスではない言葉を聞

かせていただきたいと思います。

続いて、養護施設についてお伺いいたします。

大臣、児童養護施設、今回の改正で入所児童に

関する年齢要件の見直しを行おうとしているんで

すが、つまり乳児院に幼児を、あるいは児童養護

施設に乳児を入所させることができるようにしよ

うじやないかという、こういう改正是なんですが、

これだけの改正是私は追いつかないぐらい児童

養護施設というのは今大変な状態になつていると

いうことを指摘させていただきたいと思います。

平成十四年度十月現在で、児童養護施設の定員

充足率は八九・三%、もうばんばんです。あるいは、平成十三年度の新規入所児童の中で五三%が、養護施設に入った子供の一人に一人は虐待を受けている、こういう数字がもう明らかになつて

きている。そうすると、この児童養護施設そのも

の在り方、年齢要件をどうするとか、小さなこ

とじやなくて、大きくえていかなければ、私は

子供たちの健やかな成長の大きな障害になると思

います。いかがでしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) まず、今お話しになり

ましたように、一時保護施設だと児童養護施設は、地域によっては充足率が一〇〇%に近い、こ

のことは私どもも認識をいたしております。した

ま

がいまして、入所児童の健やかな成長を図るためにには、施設においてまず十分なスペースや人的配置が確保されることが必要だ、こういうふうに思つております。

考

えでおりまして、そういう努力もしたいと思つております。

しかし、基本的にまず、施設そのものの整備状況、こういうことでござりますから、今その御指摘でございますし、私どももまたそういう認識は持っておりますので、今後そうしたことにも必要な改善措置が図られるよう支援してまいりたい、このように考えます。

○蓮舫君 群馬県なんかは、もう入所率は一〇〇%を超えているんですね。救いを必要としている子供さんが定員充足率一〇〇%を超えたところで生

活しているという現実を是非お考えいただきたい

んですが。

伍藤局長、施設が満杯状態だから、虐待が重度化した者から入所になるということになつてまいります。そうすると、重度化した者が入所する

と、治療とかあるいは家族の再統合というのはこ

れなかなか困難になる。そうすると、その児童の

入所は長期化せざるを得なくなつてくる。この子

供は本来だったら施設に措置を、入所措置を行つ

た方がいいんじゃないかといつても、でも施設が

一杯だから、そうすると在宅指導になる。在宅指導でその子供さんがだんだん重度化してしまつた

困難になる。入所が長期化する。悪循環なんですね。

次に、虐待のお子さんが心に受けたトラウマ、

それは非常に大きなものがあります。虐待の子供

というのは、この間施設に行つても聞いたんですけど、ここには一人に対しても三人いるけれども、

ここには一人に対しても六人しかいない。これは、

子供がひどしく受けた当たり前の愛情とか自分

の治療とか指導に対しても格差が生まれるとい

うことですから、子供の問題というものは子供の目標

に立つて、そういう数字的に平均値でとらえるの

は是非やめていただきたいと心からお願いを申し

上げます。

○蓮舫君 続いて、ハードじゃなくてソフトにつ

いてお伺いしたいんですけれども、職員の配置基準です。

伍藤局長、昭和五十一年から変わっていないん

ですね、職員一人に対して子供六人。虐待を受けた子供が人間関係の形成に非常に大きな壁とい

うものを持てている中で、また愛情を特に必要とする中で、大人一人に対して六人で子供を見る、六

人の子供と一緒にで、一人の大人しかいない、この

人員基準というのは妥当なんでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) これも基準は六対一

と、一般児童に対し、六人に一人というような基

準でございますが、この近年、こういった非常に

精神的にも成長的にも物すごい苦しみを抱えてい

る。その心の傷を治していくということが実際に大

変。これはやっぱり特別な能力を持つ人がより

きめ細かく対応していくべきだと思いますが、心

理療法を必要とする子供が十人以上いる施設に限

り一人の心理療法士が配置、しかも非常勤なん

です。この配置はどうですか。平均値は要りません

から、お答えください。

○政府参考人(伍藤忠春君) この心理療法担当職員の配置と、こういうことも新たに取り入れてき

たものでござりますので、これが実態面からどの

よう評価されるかといふことも含めて、これから

現実の現場におけるどういう役割を果たしてい

るかということを私どもつぶさによく研究、見て

か。

○政府参考人(伍藤忠春君) 児童養護施設の充足状況、これは地域によつてもいろいろ様々でありまして、かなり都市部を中心にそういった定員一

杯というようなところがあることも現実だというふうに思つております。こういったところをどうするかということについて必ずしも、そこにすぐ

いう悪循環をたどるというような御指摘も、そ

ういうことも現実だらうというふうな気がいたしました。

できるだけ施設整備を図つていく、そういうと

ころにおいては施設整備を図る。それから、古い

施設については、これをまた改善をしていくとい

うことが私どもの努めではないかと思っております。

○蓮舫君 平均で三・五、一というのは全く意味がないと思うんですね。全国の平均なんか取つてあります。

しかし、それが全部だというんだつたらいいんです。

じゃ、ここには一人に対して三人いるけれども、

ここには一人に対して六人しかいない。これは、

子供がひどしく受けた当たり前の愛情とか自分

の治療とか指導に対する格差が生まれるとい

うことですから、子供の問題というものは子供の目標

に立つて、そういう数字的に平均値でとらえるの

は是非やめていただきたいと心からお願いを申し

上げます。

○蓮舫君 続いて、ハーハードじゃなくてソフトにつ

いてお伺いしたいんですけれども、職員の配置基

準です。

伍藤局長、昭和五十一年から変わっていないん

ですね、職員一人に対して子供六人。虐待を受けた子供が人間関係の形成に非常に大きな壁とい

うものを持てている中で、また愛情を特に必要とする中で、大人一人に対して六人で子供を見る、六

人の子供と一緒にで、一人の大人しかいない、この

人員基準というのは妥当なんでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) これも基準は六対一

と、一般児童に対し、六人に一人というような基

準でございますが、この近年、こういった非常に

精神的にも成長的にも物すごい苦しみを抱えてい

る。その心の傷を治していくということが実際に大

変。これはやっぱり特別な能力を持つ人がより

きめ細かく対応していくべきだと思いますが、心

理療法を必要とする子供が十人以上いる施設に限

り一人の心理療法士が配置、しかも非常勤なん

です。この配置はどうですか。平均値は要りません

から、お答えください。

○政府参考人(伍藤忠春君) この心理療法担当職員の配置と、こういうことも新たに取り入れてき

たものでござりますので、これが実態面からどの

よう評価されるかといふことも含めて、これから

現実の現場におけるどういう役割を果たしてい

るかということを私どもつぶさによく研究、見て

まいりたいというふうに思つております。

○蓮舫君 洋みません、はつきり聞かしてくださ
い。これ、変えるんですか、基準、変えないん
ですか。

○政府参考人(伍藤忠春君)

今まで新たにこうい
う心理療法の担当職員の導入ということを図つた
ばかりでありますので、今すぐこれを変えるとい
うようなことは今ここでは考えておりませんが
いずれにしても、こういう職員の配置がどうであ
るかということは、それぞれ実態をよく見極めな
がら判断をしていかなければいけないというふう
に思つております。

○蓮舫君 大臣にお伺いしたいんですが、虐待と
いうのは本当に多岐にわたって、様々な角度から
きめ細かく子供の目線に立つて見ていかなければ
ば、なかなかその命を保護する、守る、あるいは
その子供が健康に暮らしていくための指導とか、
家族が再統合、一緒になって、また新しい家族にな
なって幸せに暮らしていくことができない、大切
なことだと思います。

虐待というのは、その中でもまた新たに言われ
ている世代間伝達でしょうか、結局、虐待を受け
て成長した子供の三分の一は拒否的あるいは虐待
的な育児をする親になるという報告もあるんです
が、養護施設にいる間にどうやって虐待再発生の
手だてを止めることができるのか。もう一度虐待
待というものを自分もしない、受けないというふ
うに、そういう子供に、親に指導していくのが問
われるんですけれども。

今回の改正案では安定した生活環境というの
が、児童養護施設ではうたわれているんですねけれど
も、今養護施設には、非行とか不登校児とかいろ
いろ問題のある子供と、それと被虐待児が一緒に
なって生活をしています。つまり、虐待の子供が
常に、あるとき急に、自分でも意図しないでも、
自分が虐待されていたときのことをフランクシ
バックで思い出すような子供であるというその隣
で、非常に暴力的な児童が一緒に生活をしてい
る。これは子供にとって私はとってもよろしくな
る。

いと思う。狭いところで一〇〇%近い子供たちが

一杯いて、そこには様々な問題を抱えた子が混合
して入つてゐる。そう考へると、この改正案でう
たつた安定した生活環境、これが非常に大切に
なつてくると思うんですね。

安定した生活環境とは、何をもつて安定したと
言えるんでしょう。もう今、人もいない、自分

のスベースも少ない、専門的に見ててくれる心
理療法士もほとんどいない。午前中、議員が尋ね
ましたけれども、弁護士も常勤じやない、医者
もいない。どこが安定しているのか。どこから安
定するため改善していくのか。これは私は、大

臣がやっぱり強いリーダー力を發揮して、検討し
ていくとか宿題とか、そういうことじゃなくて、
実際に動くべき、指示を出すべき、そして予算を

取るべき、予算の中からこういうふうに配置して
いくんだという、これはリーダー力がなかつた
ら、いつまでたつても検討します、検討します、
でも何か月かたつて聞くと、検討した後、やはり

必要性、緊急性がないからやらなかつたとい
うにつながりかねない。虐待の問題だけはそ
ういうことがあつては絶対いけないということ。

それと、将来、地方分権というのが私は行わ
るべきだと実は考へているんですけど、そのとき
に、地方に虐待とか子供の問題を任せるとが來
たときに、最低基準として、国がナショナルミニ
マムとしてセーフティーネットを築くべき必要が

非常に私はあると思う。

これから改正議論、様々な部分で私は取り組
んでいきますけれども、そのため常に現場を見
て大臣に現実的な質問をさせていただきたいと
思つておりますが、最後に、この安定した生活環
境を大臣は、厚生労働大臣として、子供を守る所
轄担当大臣としてどのように考えてどうしていく
抱えています。

大臣 なぜ小児慢性特定疾患対策の法を、法的
根拠、今回、法に入れられるのを児童福祉法に求
められたのか、お考えを是非ともお聞かせ願え
ばと思います。

○國務大臣(尾辻秀久君) 恐らく委員の御質問と
思つておりますが、はつきり聞かせてくださいま
す。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

た。そこで感じましたことは、今の委員御指摘の
問題意識と同じような問題意識を持ちました。

たがつて、とにかくこれ、この後、正に今お話し
しますと、先ほどもお答えいたしましたけれど
のとおりに、大臣として私が何ができるのか、何
をやるべきなのか、本当に真摯に考えてみなきや
いかぬというふうに思つて帰つてまいりました。

さあ、今それじやどこまで約束できるのかと言
われますと、もうとにかくやつてみますというお

答えしかできないわけありますと、しかし、そ
れはただ言葉で言うつもりではありません。しつ
かり問題意識を持つて取り組んでまいりたいと思
います。

○蓮舫君 ありがとうございました。

○家西悟君 民主党の新緑風会、家西悟でござ
います。

限られた時間ですので、今回の私の質問は、小
児慢性特定疾患の法制化に伴う基本的な考え方方
について政府の御認識と考え方、また今後の小児慢
性特定疾患対策の一層の推進を願い、質問をさせ
ていただきます。

まず初めに、率直に申しまして、せっかく法制
化するのであれば、患者と家族を支える安定的な
制度を考え、きちんととした一つの基本法案を作
るのが筋ではないかと考えます。患者団体からは
当然、より良い医療、安定した生活が送れ、子供
たちが積極的に社会に参加ができる、そのための
福祉制度に乗せた法律を作るべきだという声が私
の事務所にも届いています。当然、患者や家族
は、将来にわたる治療研究の推進や医療環境の向
上、教育の問題、就労の問題、まだまだたくさん
抱えています。

○國務大臣(尾辻秀久君) 申し上げましたよう
に、私自身はその辺に大きな問題意識を持つてお
ります。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

ただ、今、小児慢性特定疾患対策についての面
からの御質問でございましたからこれにお答えい
たしますと、先ほどもお答えいたしましたけれど
も、難病対策は、これは大人から子供まで年齢に
関係ない。ただ、その中で子供に特定して、難病
指定だけではなくて、もっと大きく対象を広げて
対策をしたいという思いがあつてこの小児慢性特
定疾患対策というものを作った。そうなると、こ
れは子供に特定をしたわけでございますから児童
福祉法の中で考えた、こういうことでございま
す。

指定だけではなくて、もっと大きく対象を広げて
対策をしたいという思いがあつてこの小児慢性特
定疾患対策というものを作った。そうなると、こ
れは子供に特定をしたわけでございますから児童
福祉法の中で考えた、こういうことでございま
す。

たがつて、とにかくこれ、この後、正に今お話し
しますと、先ほどもお答えいたしましたけれど
のとおりに、大臣として私が何ができるのか、何
をやるべきなのか、本当に真摯に考えてみなきや
いかぬというふうに思つて帰つてまいりました。

さあ、今それじやどこまで約束できるのかと言
われますと、もうとにかくやつてみますというお

答えしかできないわけありますと、しかし、そ
れはただ言葉で言うつもりではありません。しつ
かり問題意識を持つて取り組んでまいりたいと思
います。

○家西悟君 私も大変難しい問題があるというこ
とは承知しております。小児慢性特定疾患の患者
は大人になつても同じ疾患を持ち続けるというこ
とがあります。例で言いますと、私なんかがそ
うです。血友病です。血友病は小児慢性特定疾患の
対象になります。二十歳になつて血友病は治りま
せん。しかし、難病、特定疾患という事業には當
てられてないわけです。こういった矛盾が生じて
いるのではないかということを日ごろから私は非
常におかしいことだなというふうに思えてなりま
せんでした。

是非とも、大臣言われるよう、特定疾患と併
せて今後の、今後、例えば難病対策基本法をお作
りになるとか、そのようなお考えはあるのか否や
お尋ね申し上げます。

○國務大臣(尾辻秀久君) 申し上げましたよう
に、私自身はその辺に大きな問題意識を持つてお
ります。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

○國務大臣(尾辻秀久君) 恐らく委員の御質問と
思つておりますが、はつきり聞かせてくださいま
す。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。

ただ、難病対策の法制化ということでございま
すと、関係審議会等において今御議論はすつと続
いておりますけれども、賛否両論がござります。

私の手元にもその一つがあるんですが、何と書い
てあるかというと、「法制化については、事業の
根拠が明確となる長所や柔軟な制度の運営が阻害
される短所等から賛否両論があり、今後も検討が
必要」と、こういう御意見もありますので、こ
うした議論を見ながら私どもも対処してまいりた
いと、こういうふうに考えます。